

平成二十八年年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十年五月二十八日

同	同	同	広島県監査委員
赤	奥	東	安
木			井
稔	兆	保	裕
明	生	幸	典

平成28年度包括外部監査の結果による措置状況

<知事・教育委員会所管分>

監査の結果	措置の状況
<p>第2 広島県県有施設の概要</p> <p>3. 公共施設等を取り巻く問題に対する広島県の取組</p> <p>(2)「広島県公共施設等マネジメント方策」の推進体制</p> <p>【意見】</p> <p>公共施設と民間の設備とは設置目的等が異なるものであり、経済性の物差しのみで図られるべきものでないことは言うまでもないが、公共施設であれ民間施設であれ、その存在意義としては利用者にとって、有用であるという観点では同様である。</p> <p>各会議においては、総務省が示している「公共施設等のトータルコストの縮減・平準化」達成のための有意義な議論を行いうるよう、各施設の有用性の定量的・定性的情報を比較検討された様式において提供されるべきである。そのためには、利用状況などの有用性を測定するための尺度は、公平に比較検証ができるように十分に検討されるべきである。</p> <p>また、スピード感をもって、人口減少社会に向けて的確に公共施設等のマネジメントを行っていくためには、一定の尺度により測定した結果をもって、県有施設の利活用（新規投資も含む）を一元的に推進していくべきであり、部局間の利用調整を行う会議の設置のみでなく、全庁的な施設運営について企画、立案、マネジメント（各部局の施設の有用性測定を含む）を能動的に推進・検討する部署を設置すべきである。</p>	<p>利用状況などの有用性を測定するための尺度については、施設の設立目的などによって異なると考えられることから、その検証に当たっては、そうした点を十分踏まえる必要があるものとする。</p> <p>このため、施設の所管部局と連携し、利用状況などの収集や、検証のための分析方法の検討を進めていく。</p> <p>なお、指定管理施設の利用状況等については、県のホームページ等で公表しているところであるが、引き続き、県民への情報提供のあり方について検討していく。</p> <p>また、全庁的な共通認識のもとに県有施設の最適化などの取組を推進するため、各局の幹事課長及び関係課長による県有施設利活用推進会議を設置し、総合調整を行うこととしており、その事務局である総務局財産管理課において、公有財産の有効活用に係る企画立案及び指導調整を行っている。併せて、県・市町の職員を対象に定期的に研修会や意見交換会を開催し、知識の向上や情報共有等の取組も進めている。</p>
<p>(3)「広島県公共施設等マネジメント方策」で掲げられている目標</p> <p>【意見】</p> <p>個別施設計画は実行していくことをコミットすべきものであり、「念頭におき」などという目標の達成に関して責任の所在が不明確になるような表現は望ましくない。</p> <p>下記は、静岡市が公共施設等総合管理計画としてホームページに掲載している静岡市アセットマネジメント基本方針において総資産量の適正化の公共建築物として記載している内容であるので、参考にされたい。</p> <p><総延床面積の縮減目標></p> <p>総延床面積を30年間で20%縮減（平成24年3月末比）します。</p> <p>（出典：静岡市「静岡市アセットマネジメント基本方針」）</p>	<p>個別施設計画である「庁舎総合管理方針」においては、最適化、耐震化及び長寿命化並びに利用者の安全確保を目標として掲げている。延床面積の減少割合については、一定の前提条件による試算である。</p>

<p>(4) 取組を行う部局</p> <p>【意見】</p> <p>施設の評価の結果、他用途への転用や取壊しが適当とされた施設について、総務省が公共施設等総合管理計画としてホームページにおいて掲げているような先行事例のようにダイナミックな施設の利活用を検討していくためには、(2)に記載した全庁的な施設運営の企画、立案を行う部署において取組を行うことが望まれる。</p>	<p>全庁的な共通認識のもとに県有施設の最適化などの取組を推進するため、各局の幹事課長及び関係課長による県有施設利活用推進会議を設置し、総合調整を行うこととしており、その事務局である総務局財産管理課において、公有財産の有効活用に係る企画立案及び指導調整を行っている。併せて、県・市町の職員を対象に定期的に研修会や意見交換会を開催し、知識の向上や情報共有等の取組も進めている。</p>
<p>(5) 個別施設計画のタイムスケジュール</p> <p>【意見】</p> <p>いつまでに行うべきかタイムスケジュールについて明確にすべきであり、今後策定していく他の個別施設計画の策定においても周知すべきである。</p> <p>また、庁舎総合管理方針に従って、今後どの庁舎が「維持」、「再生」、「転用」、「更新」、「売却等」されていくか具体的に示した計画を策定したうえで、個別施設計画の策定を完了したものとすべきである。今後策定していく個別施設計画についても同様である。</p>	<p>「庁舎総合管理方針」は、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議が策定した「インフラ長寿命化基本計画」で示された個別施設計画の記載事項を踏まえ策定している。</p> <p>「庁舎総合管理方針」においては、耐震化や集約などの方向性及びスケジュールを示しているところであり、具体的な取組の実施に当たっては、現地調査や設計等を行うとともに、予算審議の中で精査して進めている。</p> <p>今後、策定する個別施設計画についても可能な限り具体的な内容となるよう努める。</p>
<p>4. 固定資産台帳の活用</p> <p>【意見】</p> <p>固定資産台帳、財務書類等の数値から導き出される各種指標をもとに、人口減少社会で限られた財源を「賢く使うこと」につなげていくことが重要であるとされている。固定資産台帳は根源となる重要な基礎資料・データベースであり、公共施設マネジメントへの利活用に向けて早期の対応・態勢構築が望まれる。</p> <p>また、活用方法を独自で検討していくことは重要であるが、今後、個別施設計画を策定していくに当たり、固定資産台帳に計上されている数値を整理したうえで、わかりやすく開示することで、利活用方法を県民から提案してもらうという考え方も必要と思われる。</p> <p>例えば、資産類型ごとに県民1人当たりどれだけの保有量があり、県民1人当たり維持管理費として年間でどれだけの負担額となっているかなど、開示情報を身近に感じられるものとして示していくことで、県民からより多くの意見が寄せられるような仕組みを検討していくことも今後の検討課題といえる。</p>	<p>公共施設マネジメントの取組に当たっては、県有施設の設備概要や維持管理費等の情報を一元的に管理できる保全マネジメントシステムを導入して、個別施設計画の策定時における将来の保有コストの試算など県有施設の効率的な管理に活用するよう努めている。</p> <p>固定資産台帳の公共施設マネジメントへの活用については、他県の状況等を参考にしながら、引き続き、検討する。</p>

<p>第3 全般的事項に関する意見</p> <p>4 備品の管理について</p> <p>(1) 備品の範囲について</p> <p>【意見】</p> <p>現場視察を行ったところでは、現物に備品ラベルが貼付されているが、備品台帳上には載っていない、5万円以上10万円未満の物品であるが備品一覧リストに残っているという状況が、いくつかの施設で見られた。管理運営方法の周知徹底が必要であると考えます。</p> <p>また、同じ種類の物品であるが、備品台帳に登録されている物とされていない物という、扱いが異なるものが生じているが、その原因として竣工当時に取得した物、過去に工事一式で取得したものが備品として登録されないという説明であった。同種同等の物で管理方法が変わるのは適切な管理方法とは言い難い。備品台帳に登録されていない備品を洗い出して、登録を図る必要があると考えます。</p>	<p>これまでも物品マニュアルの整備や会計・物品事務担当者研修等によって適正な管理について指導等を行ってきた。</p> <p>一層の備品管理の適正化に向けて、備品の基準額変更に伴う管理運営方法及び工事請負費等で取得した備品の台帳登録について、平成30年1月5日付けで全庁通知を行い、備品の適正な管理について、周知徹底を図った。</p> <p>今後は、平成30年度の会計・物品実地指導検査において、これらの内容を重点検査項目に指定するとともに、会計・物品担当者研修において、前記通知内容に基づく指導等を徹底し、備品管理の適正化を図っていく。</p>
<p>(2) 美術品の管理について</p> <p>【指摘】</p> <p>美術館以外の多くの施設でも絵画等の美術品は展示されていたが、美術品台帳を作成されている状況は見られず、複合施設で展示されている美術品などの所有が不明確な施設も見受けられた。</p> <p>美術品の特徴を今一度考慮して、十分な管理が必要であると考えます。</p>	<p>美術品の管理は、これまでも物品マニュアルの整備や会計・物品事務担当者研修等によって適正な管理について指導等を行ってきた。</p> <p>一層の美術品管理の適正化に向けて、美術品台帳の確認や定期的な調査・点検について、平成30年1月5日付けで全庁通知を行い、美術品の適正な管理について、周知徹底を図った。</p> <p>今後は、平成30年度の会計・物品実地指導検査において、美術品の管理を重点検査項目に指定するとともに、会計・物品担当者研修において、前記通知内容に基づく指導等を徹底し、美術品管理の適正化を図っていく。</p>

第4 各施設の状況

1. 広島県総合グラウンド（コカ・コーラウエスト広島総合グラウンド）

（4）施設の状況について

イ. 長期保全計画書の内容について

【意見】

計画的な修繕を実施して、建物の長寿命化を図るために長期保全計画書を作成したものの、計画と実績との間で著しい乖離が生じている。その原因としては、法定耐用年数が到来した翌年度には取替を行う仮定で計算しており、使用不能になるまで使い続ける実状とは異なっていること、また各年度で割振られる予算の範囲でしか対応ができないことがあり、長期保全計画と実際の予算額の比較は行っているものの、期間が経過するほど乖離額は広がる状況にある。

長期保全計画書の通り保全作業を進めることは現実的ではないこと、計画の修正を図るにあたっては、スポーツ振興課だけでは長期にわたり施設修繕に充てられる財源が把握しづらく、対応に限界があることは理解できる。

ただ、当該施設の管理責任を有し、最も実情を把握している以上は、施設の将来を見据えて、維持すべき機能と削減すべき機能を分類し、優先順位を再整理するための議論などに、もっと長期保全計画書を活用すべきであると考えられる。

施設の機能維持と安全確保の観点から、県総合グラウンドの施設設備について、劣化状況や安全性を考慮して優先順位を検討し、計画的な修繕を進めることが必要と考えている。

ウ. 備品の管理状況について

【指摘】

「広島県物品管理規則」、会計管理部が定める「物品マニュアル」に準拠して、適切な管理を実施する必要がある。

備品ラベルが貼付されているが、備品台帳に記録されていないものが見受けられた。

これは平成26年度より備品の範囲を5万円以上から10万円以上に引き上げたことにより、従来は備品だったものが備品の範囲から外れたにもかかわらず、備品ラベルをはがしていないことが原因によるものとの事であった。

器具を運ぶ運搬車など、屋外で使用される備品の一部で備品ラベルをはがれているものが見受けられた。

物置が備品台帳上は3台と記載されているが実際には4台あり、いずれも備品ラベルが貼られておらず、台帳と現物を紐付けることが難しい状況だった。また、運動場に設置されている物置は戸が壊れて閉まらない状態になっていた。

使われなくなった古いプリンターが処分されていないかった。

野球場内にある会議室に、指定管理者制度導入前に施設管理受託者であった広島県教育事業団が独自に設置したエアコンが、故障した状態で放置されていた。

備品については、備品ラベルを貼付し、備品から消耗品になったものについては、備品ラベルをはがした。

屋外で使用している備品のうち、備品ラベルの貼付が可能なものについては、耐水・耐久性が高い備品ラベルを貼付することとした。備品ラベルの貼付が難しいものについては、写真付きの管理簿を作成し、管理を行うこととした。

4台のうち3台は県有備品であったため、備品ラベルを貼付した。また、運動場に設置している物置（備品番号0408542）については、修繕し使用している。

なお、残りの1台については、総合グラウンドは広島市の広域避難所に指定されているため、避難場所に必要な給水器の保管庫として広島市が設置しているものである。

備品の範囲が10万円以上に引き上げられたことにより備品の範囲から外れたものである。

動作確認を行ったところ使用可能であったため、今後記録等の出力用として使用する。

広島県教育事業団が独自に設置したエアコンについては、平成30年度撤去予定である。

2. 広島県立総合体育館（広島グリーンアリーナ）

（2）施設の利用状況

イ. 各施設の稼働率（平成27年度）

【意見】

スポーツ振興に有料興行日数の制限があることで、利用料金収入を上げる機会を失っているといえる。

開館日数に占める有料興行の割合は、法令に基づくものではなく、広島県が過去に定めたものが改定、見直しが行われることなく、継続的に使用されているものである。体育館はスポーツの振興を主な目的としているが、コンサート等の有料興行は高い利用料金収入が得られることから、その増加により収益の向上が図られること、また、基準を定めた当時から施設を取り巻く環境も変化していることを鑑みると、現在のニーズを考慮し、見直しを検討する必要があると考える。

（4）施設の状態について

イ. 長期保全計画書の内容について

【意見】

計画的な修繕を実施して、建物の長寿命化を図るために長期保全計画書を作成したものの、計画と実績との間で著しい乖離が生じている。その原因としては、法定耐用年数が到来した翌年度には取替を行う仮定で計算しており、使用不能になるまで使い続ける実状とは異なっていること、また各年度で割振られる予算の範囲でしか対応ができないことがあり、長期保全計画と実際の予算額の比較は行っているものの、期間が経過するほど乖離額は広がる状況にある。

長期保全計画書の通り保全作業を進めることは現実的ではないこと、計画の修正を図るにあたっては、スポーツ振興課だけでは長期にわたり施設修繕に充てられる財源が把握しづらく、対応に限界があることは理解できる。

ただ、当該施設の管理責任を有し、最も実情を把握している以上は、施設の将来を見据えて、維持すべき機能と削減すべき機能を分類し、優先順位を再整理するための議論などに、もっと長期保全計画書を活用すべきであると考えます。

アマチュアスポーツの振興といった施設の設置目的や現在の使用状況、競技団体からの施設使用要望などを踏まえると、有料興行を増やせる状況にないことから、有料興行の割合の制限は、当面維持せざるを得ないものと考えているが、意見を踏まえ、引き続き、年間使用状況や競技団体のヒアリングなど実態把握を行いながら、必要な見直しについて検討する。

施設の機能維持と安全確保の観点から、県総合グラウンドの施設設備について、劣化状況や安全性を考慮して優先順位を検討し、計画的な修繕を進めることが必要と考えている。

<p>ウ. 備品の管理状況について</p> <p>【指摘】</p> <p>「広島県物品管理規則」、会計管理部が定める「物品マニュアル」に準拠して、適切な管理を実施する必要がある。</p> <p>ハンドボールゴール、テニス用ポールなど備品台帳に載っていないものがいくつかあった。</p> <p>採点板、体操の演技台など備品台帳に登録されているが、備品ラベルが貼られていないものが見受けられた。また、マット、フロアシートのように材質的に備品ラベルを貼ることが難しいものについて写真付きの管理簿を作成するといった対応はされていなかった。</p> <p>バレーボールの支柱など、備品の一部で備品ラベルがはがれているものが見受けられた。</p> <p>ミーティングルームに展示されている絵画に備品ラベルが貼付されておらず、備品台帳上にも登録されていなかった。</p> <p>解析装置（高速ビデオアナライザ）は、平成6年2月28日に取得価額16,042千円で取得されているが、性能、規格とも旧式化して相当以前から使用不能の状態であるにもかかわらず、処分されていなかった。</p>	<p>「取得」として備品台帳に登録するとともに備品ラベルを貼付するよう、指定管理者と連携し手続きを行っている。</p> <p>備品ラベルの貼付が難しいものについては、写真付きの管理簿を作成し、管理を行うこととした。</p> <p>備品ラベルを貼付した。また、備品ラベルの貼付が難しいものについては、写真付きの管理簿を作成し、管理を行うこととした。</p> <p>指定管理者である（公財）広島県教育事業団所有の絵画であった。</p> <p>使用不能であるため、「不用品」に分類換えを行った。今後廃棄する予定である。</p>
<p>3 広島県立広島国際協力センター</p> <p>(2) 施設の利用状況</p> <p>【意見】</p> <p>12の研修室、73の宿泊室を保有し、年末年始以外は開業しているが、多くの研修室の稼働率が30%にも満たない状況であり、十分に活用されているとは言い難い状況である。</p> <p>稼働率が低迷する主な原因は、交通の便も乏しい立地にあると考えられる。地図上は、留学生が数多く在籍している広島大学に隣接しているが、実際には山を間に挟んでおり、移動に相応な時間を要している状況にある。現時点においても、西条駅からのシャトルバスを運行させるといった対応は行っているが、十分な効果が現れていない。</p> <p>このような低い稼働率の状況において、施設の有効利用の観点からは、国際人材の養成や県民の国際化、国際協力を目的とした利用制限を設けるべきなのか、改めて検討した方がよいように思える。</p> <p>ただ、広島県内の在留外国人人口は平成2年の17,046人から、平成27年には34,854人と約2倍に増加しており、海外からの観光客数も大きく増加しており、国際人材の育成の必要性は高まっていることは事実である。</p> <p>活動内容と状況を県民に広く伝え、施設の利用を促すように働きかける必要があると考える。</p>	<p>県・JICA等からの研修受託のほか、大学等の夏期・冬期休暇を中心として自主的に海外の大学等からの研修事業等の拡大を図ることにより、稼働率は増加傾向にある。</p> <p>平成29年度には、市町及び市町教育委員会に対し、当該施設の利用に関するニーズ調査を実施し、継続実施を希望する東広島市のほか、新たに5団体から、今後施設を利用した多文化共生事業等の実施を希望する旨の回答があった。</p> <p>引き続き、海外大学等のニーズに対応した研修メニューの拡充、企業・NPO等による利用の促進、市町と連携した多文化共生事業の実施により、施設のさらなる稼働率増加につなげる。</p>

<p>4. 広島県民文化センター (4) 施設の状況について イ. 長期保全計画書の内容について 【意見】 計画的な修繕を実施して、建物の長寿命化を図るために長期保全計画書を作成したものの、計画と実績との間で著しい乖離が生じている。その原因としては、法定耐用年数が到来した翌年度には取替を行う仮定で計算しており、使用できる間は使い続ける実状とは異なっていること、また各年度で割振られる予算の範囲でしか対応できないことがあり、長期保全計画と実際の予算額の比較は行っているものの、期間が経過するほど乖離額は広がる状況にある。長期保全計画書の通り保全作業を進めることは現実的ではないこと、計画の修正を図るにあっても、文化芸術課だけでは長期にわたり施設修繕に充てられる財源が把握しづらく、対応に限界があることは理解できる。ただ、当該施設の管理責任を有し、最も実情を把握している以上は、施設の将来を見据えて、維持すべき機能と削減すべき機能を分類し、優先順位を再整理するための議論などに、もっと長期保全計画書を活用すべきであると考えます。</p> <p>ウ. 備品の管理状況について 【意見】 「広島県物品管理規則」、会計管理部が定める「物品マニュアル」に準拠して適切な管理を実施する必要がある。</p>	<p>修繕に当たっては、施設の機能維持や利用者の安全性・快適性・利便性確保の観点から優先順位を検討し、計画的な修繕を進めることが必要と考えている。</p> <p>標識による管理が困難な備品については、写真付の管理簿を作成し管理を行うようにした。録音機器については、利用の希望がない状況が続いており、廃棄を検討する。</p>
<p>5. 広島県民文化センターふくやま (4) 施設の状況について イ. 備品の管理状況について 【意見】 会計管理部の「物品マニュアル」にあるように、複数の機器で構成されている備品を一式で登録する場合には、管理簿等を作成し、個々の機器についても適正な枝番号を付して個々の備品に貼付して、管理簿等と現物が容易に照合できるようにするといった対応が望まれる。</p>	<p>一式の機器（電子掲示板）については、枝番号を付したラベルを貼付し、管理簿を作成して管理を行うようにした。</p>

<p>6. 広島県立文化芸術ホール(上野学園ホール) (4) 施設の状態について イ. 長期保全計画書の内容について 【意見】 計画的な修繕を実施して、建物の長寿命化を図るために長期保全計画書を作成したものの、計画と実績との間で著しい乖離が生じている。その原因としては、法定耐用年数が到来した翌年度には取替を行う仮定で計算しており、使用できる間は使い続ける実状とは異なっていること、また各年度で割振られる予算の範囲でしか対応できないことがあり、長期保全計画と実際の予算額の比較は行っているものの、期間が経過するほど乖離額は広がる状況にある。長期保全計画書の通り保全作業を進めることは現実的ではないこと、計画の修正を図るにあたっては、文化芸術課だけでは長期にわたり施設修繕に充てられる財源が把握しづらく、対応に限界があることは理解できる。ただ、当該施設の管理責任を有し、最も実情を把握している以上は、施設の将来を見据えて、維持すべき機能と削減すべき機能を分類し、優先順位を再整理するための議論などに、もっと長期保全計画書を活用すべきであると考え。ウ. 備品の管理状況について 【意見】 会計管理部の「物品マニュアル」にあるように、標識による管理が困難な場合は、写真付の管理簿を作成するといった対応が望まれる。</p>	<p>修繕に当たっては、施設の機能維持や利用者の安全性、快適性、利便性確保の観点から優先順位を検討し、計画的な修繕を進めることが必要と考えている。</p> <p>標識による管理が困難な備品については、写真付の管理簿を作成し管理を行うようにした。</p>
<p>7. 広島県立美術館 (4) 施設の状態について イ. 長期保全計画書の内容について 【意見】 計画的な修繕を実施して、建物の長寿命化を図るために長期保全計画書を作成したものの、計画と実績との間で著しい乖離が生じている。その原因としては、法定耐用年数が到来した翌年度には取替を行う仮定で計算しており、使用できる間は使い続ける実状とは異なっていること、また各年度で割振られる予算の範囲でしか対応できないことがあり、長期保全計画と実際の予算額の比較は行っているものの、期間が経過するほど乖離額は広がる状況にある。長期保全計画書の通り保全作業を進めることは現実的ではないこと、計画の修正を図るにあたっては、文化芸術課だけでは長期にわたり施設修繕に充てられる財源が把握しづらく、対応に限界があることは理解できる。ただ、当該施設の管理責任を有し、最も実情を把握している以上は、施設の将来を見据えて、維持すべき機能と削減すべき機能を分類し、優先順位を再整理するための議論などに、もっと長期保全計画書を活用すべきであると考え。</p>	<p>修繕に当たっては、施設の機能維持や来館者の安全性・快適性・利便性確保の観点から、優先順位を検討し、計画的な修繕を進めることが必要と考えている。</p>

<p>8. 広島県立中央森林公園（公園センター等 地区）</p> <p>（2）施設の状態について</p> <p>イ. 備品の管理状況について</p> <p>【意見】</p> <p>「広島県物品管理規則」、会計管理部が定める「物品マニュアル」に準拠して適切な管理を実施する必要がある。</p>	<p>意見は、「施設内が禁煙になったことにより、たばこの自動販売機を施設内から撤去したが、今後使用する可能性はないのだが、廃棄手続を行わず倉庫に保管していた」ことによるものである。</p> <p>当該自動販売機については、他所属での再利用は見込めないため、物品管理規則及び物品マニュアルに準拠し、廃棄及び備品台帳からの削除を行った。</p>
<p>9. 広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）</p> <p>（2）施設の状態について</p> <p>イ. 備品の管理状況について</p> <p>【意見】</p> <p>宿泊施設という施設の性質上、様々な人の出入りがあることから今回定めた管理体制が継続的に維持されることが望まれる。</p> <p>また、5万円以上10万円未満の物品については、会計管理部からの通達により点数管理を行うことと定めており、これらについての対応も行っていく必要があると考える。</p>	<p>備品の管理体制として、定期的に年に1回備品台帳と現物の確認を、指定管理者立ち合いのもと、東部農林水産事務所尾道農林事業所及び自然環境課で行うこととしており、今年度も11月に現物確認を実施した。</p> <p>また、5万円以上10万円未満の物品については、点数管理を行うこととともに、備品と同じ体制で現物確認を実施することとしており、今年度は7月に現物確認を実施した。</p> <p>今後もこの体制を継続的に維持する。</p>
<p>10. 広島県健康福祉センター</p> <p>（4）施設の運営状況について</p> <p>ア. 利用状況</p> <p>【意見】</p> <p>広島県が使用許可をして入居している団体であるので、県民に対して利用状況・活動内容を開示していくべきである。また、当センターが施設として有効に活用されているかを県民からも適切にモニタリングできるように、利用状況、活動内容の開示方法についてルールを作成し、他の施設の利用状況と比較検討ができるようにすべきである。</p> <p>今後、施設ごとに県民1人当たりの負担相当額等の開示は進んでいくものと思われるが、県民に対するメリット・有用性・費用対効果を公正に伝えていくために、開示フォームについても統一化して、簡潔明瞭に開示するようルールの策定・再検討が望まれる。</p>	<p>当センターの利用状況や活動内容の開示については、関係先と調整し、公表することを検討する。</p>

イ. 公の施設としての現在の開示状況

【意見】

「指定管理者制度導入施設の管理運営状況について」の記載は、当センター建物の部分的な記載となっていることがわかるように工夫すべきである。また、別途、施設全体の採算に関する情報開示を並行して行う工夫をすべきである。

県有施設が有効に活用されているかは、今後、県民がモニタリング・判断していく仕組みを充実していくべきであるが、現状のホームページでの開示では（公の施設部分のみではなく）建物全体として有効活用されているかに関する判断材料が適切に開示されているとは言い難い。

将来的に統廃合の検討を含めた公共施設マネジメントを十分に機能させていくには、当センターのような既存施設をどのように活用していくか、他の既存施設を含めて総合的に判断していく必要がある。施設の存否・利用方法に関して、県民から意見・合意は不可欠といえる。県民が適切な判断を下せるように、県有施設の利用実態を開示していくべきである。

(8) 施設利用方法の継続的見直しの必要性

【意見】

利用状況をエリアごとに測定して、トータルの県有施設としてどの程度の貸会議室を供給すべきか施設総量として最適値を算定していく必要がある。先行して、個別施設計画として策定している庁舎総合管理方針においては、各庁舎の会議室の利用状況を測定している。こういった会議室の利用状況に関する情報蓄積により、将来どれくらいの会議室の供給量が最適であるか統計的に算出して、施設総量の最適化を促進していくことが期待される。

県全体でストックからフローへの方向転換を、実効性をもって進めるためには、部局間を超えて、貸会議室としているようなスペースの一元情報管理を行うことが望まれる。また、上記のように県民に対する最適供給数量を算出したうえで、（転用を含めて最適な有効利用方法を検討することができるように）利用可能スペースを性質ごとに区分してデータベース化をしていくなど効率化の促進を図るべく、新規施設建設の抑制のための仕組みを構築していくべきである。また、データベース化するのみでは、こういった空スペースはあれば便利ということで現状を変える必要はないという結論に陥りがちであり、施設数量の最適化も目指すところに結びつかない懸念がある。県民からも効率的利用の状況をモニタリングできるように、貸会場としている施設などは、属性ごとに分類して利用状況に係る指標・数値の情報開示を充実していくべきである。

当センター建物の部分的な記載であることを明記した形で資料を作成し、ホームページにおいて掲載した。

県有施設の有効活用の観点から、当センターを含め既存施設をどう有効活用させるかの、県有施設の利用実態の開示方法については、関係部局と連携し、検討する。

貸会議室の一元情報管理については、管理部署の方針によるところが大きいことから、関係部局と連携し、適切な情報開示の充実に努める。

11. 広島県立広島がん高精度放射線治療センター

(2) 施設設置までの経緯

ウ. センター開設

【意見】

概算といえどスタート時点と比較すると、整備費用は大幅な増額となっている。大型の公共施設になると報道においても問題として取り上げられている事項である。
公共施設マネジメントにおいて、新規の施設整備は件数を抑えていくにせよ全くなくなるわけではない。新規の施設整備計画における金額面での厳密な進捗管理・計画対比という側面が抜け落ちると、公共施設等マネジメントの目的は十分に達成されない恐れがある。

(3) センター建築の形態

【指摘】

物理的にどういった形状の合築施設か、ひいては広島県の金額負担をどうあるべきか詳細が明確にされていない段階で、議会においてセンターの施設整備事業及び合築により、施設整備を進めていくことが承認されたものと見受けられる。
合築として形状が明確でない段階では、合築として施設整備していくことに経済的合理性があるか、不明確である。合築として形状、金額負担の概算が判明した時点において、合築による施設整備を進めていくべきか適切な承認を受けるべきである。

(4) 合築に関するルールの整備状況

【指摘】

下記の項目等を含む合築のためのルール作りが不十分となっている。
正式な基本設計書を作成する以前に双方の負担する金額を見積る方法
上記計画時の合築の形状及び双方の負担する見積金額を承認するルール
合築に関して各段階における承認・報告内容のルール・仕組

(5) 合築の承認・モニタリング体制の適正性

【指摘】

事後的に事業全体を通して、金額面での増減額のモニタリングを行ってきた経緯を明瞭に説明できる資料整備体制となっていない。責任者が事業全体の金額推移を俯瞰してモニタリングをしてきた形跡・資料を残すべきである。

新たな県立施設の整備等については、整備の計画段階から十分な精査を行っていく。

センターについては、議会に対して説明を行ってきたところだが、引き続き、より丁寧な説明に努める。

合築により県立施設の整備を行う場合においても、金額の妥当性等を精査してきたところであり、引き続き、適切な事業実行に努める。

センターの事業費全体の推移等が確認できるよう関係資料の整理及び管理をより適切に行う。

(6) 合築の必然性の検討

【意見】

通常、合築の相手先の民間等の法人は、施設整備のための予算は収益見込により厳然と決められている。将来の収益見込が上方修正されるような状況でもない限り経済的合理性が厳しく機能するものとなる。

建築費用が当初予算を上回った場合に公共団体のように（議会承認のもとで）補正予算等に対応することはできない。

合築において施設整備費が当初計画金額を上回るものとなった場合には、2者間で調整のためかなりの労力を費やすものとなるが、上記の個別の事項を見る限りではこういったリスクを上回るだけの十分なメリットがあるとは言い難い。

今後、公共施設マネジメント方策を進めていくに当たり、合築という手法が取り上げられてくることが想定される。

合築建築に関して、先例としての参考事例にできるように契約金額・双方の負担金額に関連する情報等を構想時、議会承認時、完成時の時系列で整理し、合築工事の一覧表として全庁的に参照できるデータベース構築を行っていくことが望まれる。

(7) 合築の経済合理性の検討

【指摘】

合築は他者と利害関係が生じるリスクがあるが、交付金申請している場合など広島県側は一度事業を立ち上げたら、民間と比較して計画を撤回しづらいという立場にあるといえる。こういった環境を踏まえて合築を行う場合はどの程度の経済合理性があれば推進すべきかという判断基準を示しておくことが望まれる。

次に各段階において計画金額とその時点での見込金額との対比表を適時に責任者に報告するようにして、事業が不利益なく進められているか責任者は適宜把握できる体制とすべきである。

併せて、合築に関して撤回を含めた見直しに係る基準も明確にしておくべきである。

センターの建築費用が当初より増えたのは、リニアックの機種確定による特殊工事や、労務費や資材の急騰という要因によるもので、合理的理由がある。

引き続き、合築による施設整備を導入する場合には、メリット等の合理性について十分検討する。

民間との合築による県立施設の整備事例は少なく、現時点では合築による新たな施設整備も見込まれないことから、データベース構築は慎重に検討すべきと考えるが、センターが今後の参考事例となるよう、関係資料の整理及び管理をより適切に行う。

新たな県立施設の整備等については、施設整備の経済合理性や合築の適否等を含めて検討する。

(10) 収支計画及び設備投資計画

【意見】

広島県ホームページで開示している収支見込においては、平成29年度及び平成30年度に100%稼働となることを想定して、平成31年度に追加のリニアックを2台購入することを計画している。

センターの役割に「高度なエックス線治療機器を複数設置するとともに、専門性の高い放射線治療医を複数配置して、より質の高い先端的な放射線治療を実施する。」としており、効果的に先端的な設備を配備すべく、購入すべき時期を稼働率の観点からも十分に見極めたうえで対処し、採算の改善にも配慮していくことが望まれる。財政面においても健全経営に早期に導き、広島医療の魅力アップを促進するという方策が長期的も堅持できるようにしていくべきである。

(11) 指定管理者制度の運用方法

【意見】

当初設定している計画達成に関して現状では厳しい状況がうかがえるが、収益獲得についてもインセンティブが働くように工夫・調整をしたうえで、利用料金制度の導入について長期的には再検討していくことが望まれる。

(12) 備品台帳の整備・管理状況

【指摘】

備品台帳は本来、1行につき、1件を記載すべきである。現物確認時、及び廃棄時において複数件数が備品台帳に1本で記載されていると適正に手続が行われなくなるリスクが考えられる。また、備品の名称を記載する欄に「等」と記載することを許容していると複数の備品が記載されているものかどうか判別できなくなり同様なリスクが生じるため、備品台帳において「等」という記載は行うべきではない。

(13) 地盤改良工事の会計処理

【指摘】

中国財務局から購入した土地に関して、従来あった建物を取り壊した後の土地全体に関する支出であり、本来、センターの建物に配賦して計上すべきものではない。埋立て、地盛り、地ならし、切土、防壁工事その他土地の造成又は改良のために要した費用の額はその土地の取得価額に算入するものとなる。専ら建物、構築物等の建設のために行う地盤強化、地盛りに要した費用の額は、当該建物、構築物等の取得価額に算入するものとなる。当該支出は、前者であるという説明であり、土地の取得価額に算入するものとして修正すべきである。

平成31年度のセンターの治療機器の拡張整備については、平成26年2月に策定した整備運営計画において、患者の動向や治療機器の進展等を勘案することとしており、機器の稼働率や採算性も考慮しながらリニアック増設等を検討する。

センター運営のコスト縮減及び事務の効率化の観点から、平成29年7月から利用料金制に移行した。

備品の内容を再精査し、複数備品については個々が判別できるよう、備品台帳等の修正を行った。

土地の地盤改良工事費は、センターの建設工事の一部に計上していたが、土地台帳の取得価格の修正を行い、土地の取得価格に算入した。

12. 広島県立障害者リハビリテーションセンター

(2) 施設の利用状況

ア. 利用者の推移

【指摘】

上記の「ア. 利用者数の推移」の表は、業務プロセス改革課が公表する「指定管理者制度導入施設の管理運営状況について」の「2 施設利用状況について」からの抜粋であり、県民が指定管理者制度導入施設の利用状況を確認できる数少ない資料となっている。

平成27年度の利用者数は191,512人であるが、そのうち91,964人がスポーツ交流センターの入場者、残りの99,548人が医療センターの入院及び外来患者であり、その他の施設については集計されておらず、また、その旨の記載もされていない。

リハビリテーションセンターの場合、機能の異なる複数の施設が複合している施設であり、その利用状況についてスポーツ交流センター及び医療センターの「利用者数」のみをもって評価の指標とすることは、施設全体の利用状況評価を誤らせるおそれがある。

今後は「2 施設利用状況について」において、施設ごとの枠を設けたり、別紙として各施設の利用状況を示すデータを添付したりするなどして、指標についても利用者数に限らず、各施設の利用状況を示すような適切な指標を設定し、開示すべきと考える。

(5) 高次脳機能センター

ウ. 活動状況

【意見】

リハビリテーションセンターの指定管理者の活動状況を報告する資料として、県は(社福)広島県福祉事業団の「事業報告書」あるいはリハビリテーションセンターの「施設業務概要」を入手しているが、広島県高次脳機能センターに関する定量的指標に関しては医療センターの一病棟として指標中に、下記のような外来患者の推移データと高次脳疾病に係る入院患者数推移が示されている。

高次脳機能センターは、患者、家族に対する医療及び社会復帰支援を充実させ、地域の医療機関や事業所との連携調整における県の中核施設である。

また、平成27年度には専門病床40床を稼働させ、機能強化を図っているところであり、その活動状況や有効性を示すデータ等の情報開示を充実させていくべきであると考ええる。

今年度公表した「平成28年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況について」の「2 施設利用状況」において、リハビリテーションセンター施設ごとに、利用者(入場者)の事業計画との対比や、前年度からの増減の状況を開示した。

広島県福祉事業団の平成28年度の事業報告書において、新たに高次脳機能センターの専門病床の稼働状況を記載し、情報開示の充実を図った。

(7) 若草療育園

エ. 入所待機について

【意見】

ひとたび入所したら基本的に退所が発生しないのは、ある意味仕方がないことだと言えよう。但し、入所待機者の中には既に他の同種の施設に入所している者も多いことから、逆に空きさえあれば他の施設に移転したい者も一定数いることが考えられる。

また、県の施設であるからとの安心感から希望する者も多く、希望しても入所できない者からは、不公平感があっても不思議ではない。現在のところ、県内あるいは近県の同種の施設における入所の調整を網羅的に行っている機関は存在しないが、限られた定員数を有効に活用するためにも、機会の公平性の観点を考慮して、県が民間施設も含めた入所者の調整を行うことも検討すべきである。

(9) スポーツ交流センター

ウ. 活動状況

【意見】

上記の施設別利用状況の表は県が指定管理者から入手した資料からの抜粋であるが、多目的グラウンドの利用状況について言及されていない。

県が施設の有効性を評価するにあたって、その維持管理のコストに見合う利用がされているかどうかというのは当然に考慮されるべきであるため、利用者数に関する記載、あるいはそれに代わって利用状況を示す何らかの指標が記載されるよう求めるべきと考える。

13. 広島県立福山若草園

(5) 福山若草療育園

エ. 入所待機について

【意見】

ひとたび入所したら基本的に退所が発生しないのは、ある意味仕方がないことだと言えよう。但し、入所待機者の中には既に他の同種の施設に入所している者も多いことから、逆に空きさえあれば他の施設に移転したい者も一定数いることが考えられる。

また、県の施設であるからとの安心感から希望する者も多く、希望しても入所できない者からは、不公平感があっても不思議ではない。

現在のところ、県内あるいは近県の同種の施設における入所の調整を網羅的に行っている機関は存在しないが、限られた定員数を有効に活用するためにも、機会の公平性の観点を考慮して、県が民間施設も含めた入所者の調整を行うことも検討すべきである。

若草療育園を含む県内の医療型障害児入所施設の入所調整については、引き続き、関係機関と検討を進めていく。

広島県福祉事業団の平成28年度の事業報告書において、多目的グラウンドの利用状況を記載し、情報開示の充実を図った。

福山若草療育園を含む県内の医療型障害児入所施設の入所調整については、引き続き、関係機関と検討を進めていく。

14. 広島県立障害者療育支援センター

(5) わかば療育園

エ. 入所待機について

【意見】

ひとたび入所したら基本的に退所が発生しないのは、ある意味仕方がないことだと言えよう。但し、入所待機者の中には既に他の同種の施設に入所している者も多いことから、逆に空きさえあれば他の施設に移転したい者も一定数いることが考えられる。

また、県の施設であるからとの安心感から希望する者も多く、希望しても入所できない者からは、不公平感があっても不思議ではない。

現在のところ、県内あるいは近県の同種の施設における入所の調整を網羅的に行っている機関は存在しないが、限られた定員数を有効に活用するためにも、機会の公平性の観点を考慮して、県が民間施設も含めた入所者の調整を行うことも検討すべきである。

【障害者関連施設総括】

イ. 開示情報の充実

【意見】

県は施設の活動状況を把握する資料として、指定管理者である（社福）広島県福祉事業団の「事業報告書」あるいは「施設業務概要」等を入手しているが、記載されている数値資料に統一性がなく、同種施設の比較が困難になっている。

県は、施設の利用状況を判断するために真に必要な情報を得られるよう、指定管理者と協議すべきである。

エ. 現有県施設の活用について

【意見】

平成22年に国土交通省から発出された「公営住宅のグループホーム等への事業への活用について」（平成22年8月3日国住備第40号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）にもうたわれてる公営住宅（職員公舎含む）のグループホーム等としての活用、またはこれを受けて兵庫県障害福祉課が行っている、県営住宅・公舎住宅の空き住居と、グループホーム設置法人とのマッチング事業など、福祉施設の入所者の地域生活への移行において重要となる地域の受け皿であるグループホーム等の整備のためのより具体的な方策が必要と考える。

わかば療育園を含む県内の医療型障害児入所施設の入所調整については、引き続き、関係機関と検討を進めていく。

指定管理者である広島県福祉事業団と協議を行い、施設の情報開示を進める観点から事業報告書の充実を図った。

県営住宅・公舎住宅の活用については、引き続き、関係機関と検討を進めていく。

15. 県営住宅

(9) 制度目的に適った運用について

ア. 高応募倍率住宅への対策

【意見】

平均応募倍率が高い住宅においては、住宅困窮者への住宅供給という制度目的が十分果たされていないと考えられることから、広島県においても、住宅の困窮度合いに応じた選定方法など、現状の改善に向けた取組を検討すべきである。また、その際には、選定方法検討に当たり、当該住宅に居住することにより応募者の困窮度解消に貢献しうるものであるのかという観点を加味することも有用と考えられる。

イ. 収入超過者への対応

【指摘】

広島県では、現在のところ、収入超過者への対応について、その認定をその旨の通知しか実施しておらず、その他に、収入超過者に任意の明渡をさせるための対応が取られていないほか、その対応方針も策定されていない。従って、このような対応方針を策定した上で、定期的な面談の実施等、明渡に向けた具体的措置を取る必要がある。

ウ. 収入超過者等の報告内容

【指摘】

高額所得者には住宅の明渡義務が、収入超過者には明渡の努力義務が課されているところであり、両類型に分類される住民には明渡に向けた対応が必要となる。従って、高額所得者数及び収入超過者数は正確に報告されなければならないのであるから、所定の書式に従った報告を実施させる必要がある。

(10) 適法かつ公正な運用について

ア. 死亡入居者の相続人に対する対応

【指摘】

入居者死亡後、当該入居者の相続人が明渡に協力せず、明渡未了の期間が長期間に及んでいる実情を考慮すると、広島県は、訴訟手続等、明渡請求を実現させるための法的手段を取るべきである。

現状では、このような場合に関する要領等の対応方針が策定されていないとのことであるので、まずは対応方針を策定した上で、具体的な法的手段を実施していくべきである。

利便性が高く平均応募倍率が高い住宅がある一方で、平均応募倍率がさほど高くない住宅もあることから、住宅困窮者への住宅供給が十分に果たされていない状況であるか否かを見極めつつ、引き続き、検討を進めていく。

収入超過者に任意の明渡をさせるための対応方針を、他自治体の状況等を踏まえ、平成30年度において策定する予定である。

今後は、策定した対応方針に従い、収入超過者へ対応していく。

平成28年度の報告から、正確な報告がなされるよう、指定管理者に対して書式及び報告内容について周知徹底を図った。

入居者が死亡した場合の取扱要領及び単身入居者死亡後の残置物への対応方針を、他自治体の状況及び国からの通知等を踏まえ、適切に対応していく。

イ. 相続人に対する請求金額

【指摘】

死亡入居者の相続人に対する請求金額について、現状の扱いを裏付ける法的根拠は認められないと解されるので、不法占拠者への賃料相当損害金を請求するという観点から、再検討する必要がある。

ウ. 滞納者に対する請求手続の違背

【指摘】

県営住宅家賃滞納整理事務処理要領では「訪問請求計画及び実績表」を作成することとなっているのであるから、これを作成しない対応については、同要領が定める手続の違背が認められる。

仮に、この手続が滞納家賃請求の実務にそぐわないのであれば、早急に要領を改正するなど、手続と実務との齟齬を解消する手段を講じなければならない。

エ. 「呼出」による滞納家賃請求の不実施

【指摘】

県営住宅家賃滞納整理事務処理要領第9条では、個別請求に滞納者等が応じない場合の処置として、呼出による請求の実施が定められているのであるから、これを実施しない対応については、同要領が定める手続の違背が認められる。

オ. 滞納者調書の記載事項

【指摘】

県営住宅家賃滞納整理事務処理要領が定める書式では、法的措置の項目を記入することになっている以上、これを無記入とする扱いは改善しなければならない。

仮に、実際の法的措置の実施状況から、滞納者調書に法的措置の内容を記入することが現実的でないのであれば、同要領または書式を改善するなどして、適切に法的措置の実施内容を記録する方法を採用しなければならない。

カ. 連帯保証人への法的措置

【指摘】

広島県は、連帯保証人に対する法的措置の実施について現状の扱いを続けるとしても、要領等により、その内容を定めておく必要がある。

入居者が死亡した場合の取扱要領を定め、その中で請求金額等についても定める予定である。

記録を他の様式に記載していたため、平成29年度において要領を改正し、手続と実務の齟齬を解消した。

「呼出」による滞納家賃請求については、状況に応じて実施するため、平成29年度において要領を改正し、手続と実務の齟齬を解消した。

実際の法的措置の実施状況では、「滞納者調書」に法的措置の内容を記入することは現実的ではないため、平成29年度において要領及び様式を改正し、「滞納者記録票」と改め、法的措置の実施状況は他の記録方法で行った。

連帯保証人に対する法的措置等の実施についての取扱いは、平成29年度において要領を改正し、条文により定めた。

キ. 連帯保証人への訴訟提起の不実施

【指摘】

広島県は、法的措置実施計画に基づき滞納者に対し明渡請求訴訟を提起する場合、当該滞納家賃について、連帯保証人も被告とし、当該滞納者に対する請求とあわせて訴訟提起すべきである。

仮に、保証人の成り手の確保や当事者が多数になることによる訴訟手続の長期化の回避等、政策的理由により連帯保証人への訴訟提起を留保するというのであれば、上述のとおり、この点も連帯保証人に対する法的措置に関する明確な取り決めを策定しなければならない。

ク. 連帯保証人の資格

【指摘】

入居の際に入居者及び連帯保証人が署名押印を行う「請書」に記載されている連帯保証人の資格は、広島県が条例で定める資格と齟齬していることから、条例に従って修正すべきである。

ケ. 備品台帳の整備・管理状況

【意見】

今後取得する備品については、取得年月日や取得金額は記載すべきである。

(11) 有効利用の視点について

ア. 空室対策

【指摘】

入居者を増やすという目的は、広島県の住宅政策により解決する必要があるが、県営住宅として使用しないという「用途廃止」を選択していない以上、空室の増加は放置されてはならない。

特に、あさひが丘団地のような例は、人口減少という環境面の問題を踏まえても、空室が多いと言わざるを得ない。従って、広島県は、空室率改善に向けた取組を行う必要がある。

連帯保証人に対する法的措置等の実施についての取扱いは、平成29年度において要領を改正し、条文により定めた。

平成30年4月1日以降の入居者から、「請書」に記載されている連帯保証人の資格と同様となるよう規則改正を行った。

平成29年4月1日以降取得した備品については、備品台帳に取得年月日及び取得金額等を漏れなく記載し、適正に管理している。

入居率が低下している県営住宅の要因を分析したところ、施設の老朽化や立地条件のほか、単身者が入居できる規格の住宅がないことも要因の一つであることが確認できた。

このことから、平成30年2月及び3月募集から、恒常的に空き家がある施設等を対象に単身での入居を可能とする住宅を拡大し、入居者募集することとした。

今後は、これら住宅の入居率の推移等を検証し、空室率改善に向けた取組を検討していく。

イ. 入居条件の多様化

【意見】

広島県は、空室の有効利用に向けた取組を行うべきであるから、期限付き入居制度について、入居対象者の年齢範囲を広げた制度を導入するなど、期限付き公営住宅制度を幅広く活用することを検討すべきである。

ウ. 新しい入居制度の検討

【意見】

広島県においては、例えば、県営住宅における入居条件の緩和等、公営住宅制度の根拠法の改正が必要となる政策についても、率先して提言していくことを期待したい。

エ. 低率な利便性係数

③現状の利便性係数の問題点

【意見】

広島県は、利便性係数の算定について、0.5～1.3の範囲内で決定することが可能な算定方法を検討すべきである。

(12) 適切な統廃合計画の策定及び実施について

ア. 広島県全体の方針との整合性

③「広島県公共施設等マネジメント方策」の基本方針

【意見】

県営住宅再編5箇年計画（第2次）では、例外的に施設整備を行う場合の「施設の新設・更新時の検討」という点において、「広島県公共施設等マネジメント方策」で定める原則との関係が不明であるから、広島県は、個別計画において、この点を明らかにしていくべきである。

期限付き入居については、期限までに転居先を確保し、期限到来後は速やかに転居しなければならないという課題もあり、年齢によっては困難な場合も考えられるため、今後は、これらの課題等を考慮し、必要であれば、年齢範囲の拡大等幅広く活用できるよう検討する。

今後、根拠法の改正が必要な事項等があれば、提言していく。

広島県では、住宅地と比べて著しく高い地価の商業地等に立地する県営住宅がないことから、利便性係数が1.0を超える住宅はほとんどない状況であるが、制度上は0.5～1.3の範囲内で決定することとなっている。

利便性係数は、家賃に関わる係数であり、現在入居している方の生活に大きな影響を与えるものであることから、今後、必要があれば慎重に検討していく。

施設総量の最適化のため、人口減少を踏まえた統廃合を実施することとしており、統合先の住棟は長期間の使用が前提となるため、更新時期や財政負担の平準化に向け、老朽化した施設の更新及び長寿命化工事を実施している。

また、やむをえず施設更新を行う際の検討については、指定管理者制度を導入していること、建替えの際に創出した余剰地を民間事業者等に活用する方針を定めていることなど、「広島県公共施設等マネジメント方策」に整合させており、県営住宅再編5箇年計画は個別施設計画として位置付けている。

次期計画の策定に際しては、このような「広島県公共施設等マネジメント方策」との関係について、記載を盛り込む。

<p>イ. 建替事業計画策定の不備 ③事業計画の具体化の必要性 【指摘】 広島県は、建替事業を遂行する場合、具体的な建替内容等の妥当性を数字で示した事業計画またはこれに代わる資料を作成すべきである。</p> <p>ウ. 大規模団地の集約化の検討 【意見】 同じ団地内で転居先を確保できるような大規模団地においては、団地内での集約化に伴うコスト面も考慮しながら、団地内同士で住宅を統合することにより、住宅管理コストを減少させるような政策を検討すべきである。</p> <p>エ. 住宅戸数削減方針の具体化の必要性 【意見】 平成72年度までに県営住宅を約1万1000戸に削減するという方針の中途における達成度を図るために、中間目標を設定するなど、削減計画を現状よりも具体化すべきである。</p>	<p>「県営住宅再編5箇年計画」に位置付けた建替える団地について、建替統廃合事業に着手する際、その時点における状況を踏まえ、計画策定時に想定した内容が妥当か確認するとともに整理を行う。</p> <p>建替えを伴わない団地内での住棟の集約は、入居者に対する移転補償費や移転先の修繕費などのコストが必要となるため、集約先は長期間使用が可能な住棟に限られるが、対象となる大規模団地の住棟のほとんどは耐用年数を1/2以上経過している。 大規模団地の統廃合の検討に際して、既存住棟の建築年を踏まえ、建替えを伴わない集約が合理的に可能かなど合わせて検討する。</p> <p>「県営住宅再編5箇年計画」における県営住宅の削減戸数については、県営住宅は生活の場であることから、過剰な不安感が生じないように、概ね50年後の超長期的な推計管理戸数と、計画で定めた5年間の事業後の推計管理戸数のみを示すこととしている。 中途における達成状況の確認については、「県営住宅再編5箇年計画」の変更の際に見直す推計戸数により確認している。</p>
<p>16. 職員公舎 (2) 知事部局における利用状況 【意見】 知事部局における職員公舎の入居率が低いことは従来から、広島県内部の監査においても指摘されてきている事項である。これまで供給戸数を減少させることにより、対応を図ってきているが、現状における利用率の低さに関しては原因・背景を分析のうえ抜本的改善が望まれる。</p>	<p>職員公舎や独身寮については、有効活用を図るため、入居率や地域事情を勘案し、用途廃止や集約を行ってきたところである。 今後もこうした取組を継続するとともに、県職員公舎と教職員公舎との相互利用等により入居率の向上を図るなど、有効活用に努めていく。</p>

<p>(4) 教育委員会における利用状況 【意見】 教育委員会における職員公舎の入居率が低いことは従来から、広島県内部の監査においても指摘されてきている事項である。現状における利用率の低さに関しては早期に原因・背景を分析のうえ、明確な数値目標を設定し、抜本的改善が望まれる。</p>	<p>教職員公舎については、入居率や地域事情を勘案し、計画的に用途廃止を行ってきたところである。 今後こうした取組を継続するとともに、現状と課題を把握のうえ、有効活用に努めていく。</p>
<p>(7) 耐震化の状況 【指摘】 居住用の施設については、耐震診断を早期に完了して適切な対応を取るべきである。職員公舎の個別施設計画の策定に当たっては、耐震診断の結果を受けて、今後、どのように集約・再利用していくか具体的に策定していくべきものであり、個別施設計画が概念的な計画に終始することのないように留意が必要である。</p>	<p>平成29年度に公舎の耐震診断を進めているところである。 職員宿舎の個別施設計画の策定に当たっては、意見に留意する。</p>
<p>(8) 職員公舎総括 【意見】 「広島県公共施設等マネジメント方策」においては、「入居率が低い職員宿舎について、部局間での相互利用や集約等を図っていきます」とあるが、最適化を目指した施設利用を図っていくためには、これから策定する職員宿舎の個別施設計画において、将来に向けての職員公舎の適正数量を算定して今後、どう対応していくか数値目標を明確に示していくべきである。 そのためには、部局間を越えた職員公舎の有効活用を図るための仕組み作りが必要といえる。「広島県公共施設等マネジメント方策」においては「全庁的な利用調整を行い」とあるが、施設総量の最適化を目指すためには、部局間において調整を図るのではなく、全庁的に俯瞰できる部署を設けて取組を行っていくべきである。 また、職員公舎の施設は、かなり築年数が経過しているものもあるが、概ね鉄筋コンクリート造りであり、施設を閉鎖して取り壊しするに当たっても、かなりの取り壊し費用が発生するものとなる。各部局において施設管理を行っている現状では、住宅用に設置した職員公舎は利用者数が減少して空室が増えれば、閉鎖して取り壊しするという発想しかない。 住宅用物件であることを考えると、耐震診断を早期に実施したうえで、県職員という身分に限ることなく、例えば、県営住宅・福祉介護施設・児童養護施設などへの転用の可否についても検討すべきである。そのためには先述のように部局間を超えて検討する部署を設けるなど、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」に則った体制整備を強力に進めていくべきである。</p>	<p>職員宿舎の個別施設計画の策定に当たっては、職員宿舎が直面する課題や環境変化などを踏まえ、検討していく。 全庁的な共通認識のもとに県有施設の最適化などの取組を推進するため、各局の幹事課長及び関係課長による県有施設利活用推進会議を設置し、総合調整を行うこととしており、その事務局である総務局財産管理課において、公有財産の有効活用に係る企画立案及び指導調整を行っている。併せて、県・市町の職員を対象に定期的に研修会や意見交換会を開催し、知識の向上や情報共有等の取組も進めている。 入居率が低く老朽化している公舎については、順次用途廃止しているところである。用途廃止した職員公舎は、老朽度合や立地環境などの面から転用等の検討が厳しいものも多くあるが、用途廃止後は、地元市町における公的利用を優先的に配慮した取り組みを進めており、地元市町の意見を踏まえ、グループホーム等福祉施設への転用が図られているなどの事例もある。</p>

先の項目においても取り上げたが、国土交通省住宅局が平成22年8月に出している「公営住宅のグループホーム事業等への活用に関するマニュアル」は県営住宅のみならず、職員公舎においても検討・参考にされるべきである。空室が多い職員公舎はエレベーターの設置がされていないため、実際に転用を図る段階においては、まずは1階部分のみが対象になるものと思われるが、通常、県営住宅、職員公舎は数棟が併設されているため、住人、各職員の協力が得られるならば一定の戸数は確保できるものであり、バリアフリーなどの改装を施すことで十分に機能しうるものと考えられる。他県においてすでに積極的な取組が行われており「安心な暮らしづくり」への挑戦をひろしま未来チャレンジビジョンにおいて取組方針としていることを踏まえ、より積極的な取組が期待される場所である。

県営住宅再編5箇年計画（第2次）においては「シルバーハウジングプロジェクト（※）」として下記のような紹介がなされている。ただ同計画においては、「急速な高齢化の進行に対応」と記しているにもかかわらず、平成5年度以降の進展が記述されていない。対象物件として職員公舎に関しても規定類を再検討のうえ、検討対象として既存施設の有効利用をしていくべきである。

17. PFI事業の活用について
 (4) フェーズごとの広島県の取組状況
 【指摘】

広島湾地域の新たな計画ないし計画の改訂

広島湾地域については、現状、施設の整備はほぼ完了し、規制区域も順調に拡大、計画策定時から放置艇は概ね1/4になっているが、計画については平成16年度より10年以上経過しているものの、新たな計画の策定ないしまき直しもなく、目標値の見直し、計画に沿った達成状況が検証されていない。進捗が遅れている周辺部や船溜まりへの対策も含めた、新たな計画ないし計画の改訂が必要である。

実態調査の結果の計画へのフィードバック等

いずれの地域においても、計画期間については、実態調査の結果を踏まえて設定すべきであり、現状4年ごと、次回は平成30年度が想定されるのを踏まえると、計画の見直し、進捗状況の把握を実態調査実施期間の翌年に設定するなど、実態調査の結果を計画にフィードバックさせるべきである。また、具体的な削減目標や目標放置艇率を設定し、段階的に目標達成の状況を確認できる体制を構築することが望ましい。

広島湾地域以外での係留保管施設の整備

福山港地域及び尾道系崎港地域においては、広島湾地域に続いて係留保管施設が整備され

今年度、知事の附属機関である広島県海域利用審査会を4回開催し、「放置艇解消のための基本方針（案）」を作成した。この中で、平成34年度末までに県内全体の放置艇解消を図ることを目標に掲げ、広島湾地域の周辺部や船だまりへの対策を含めた今後の取組方針を取りまとめた。

平成30年度実施の実態調査の結果を踏まえて、「放置艇解消のための基本方針」に基づき、地区別の実施計画を策定する予定。今後、各事務所で年次計画を策定し、現場での撤去指導、係留許可等を進め、平成34年度末までの放置艇解消を目指していく。

今年度策定する「放置艇解消のための基本方針」においては、係留保管施設の整備と放置等禁止区域の指定による規制を両輪とした従前

始めているが、未だに放置艇数を収容できるほどの整備に至っておらず、また、その他の地域については、公的係留施設の整備自体がされていない。

このことは放置艇数ないし、放置艇率が高水準を維持していることを鑑みれば、県の放置艇対策のスピードが遅いと言わざるを得ない。特に、東日本大震災においては、放置艇が被害の拡大を助長した面もあり、今後、南海トラフ大地震を想定すれば、広島県内の湾岸地域の被害を最小限にとどめるためにも放置艇対策は強化すべきと考えられる。

放置等禁止区域の指定について

【意見】

現状は2地域での規制に留まっており、規制区域の拡大を図っていくべきである。

の放置艇対策を補完して、放置艇解消を加速するため、既存ストックを活用したプレジャーボートの係留可能場所を確保することを盛り込んでいる。

今後、平成34年度末までに、全県的に係留可能場所の確保と禁止区域の指定を段階的に進め、対策を強化していく。

「放置艇解消のための基本方針」によって、平成34年度末までに放置艇が存在する全ての港・地区について放置等禁止区域を指定して、放置艇解消を図る。